

令和 8 年第 11 回岐阜市農業委員会総会議事録

開催日時

令和 8 年 9 月 11 日（金） 午後 3 時 00 分

開催場所

岐阜市役所 庁舎 6 階 6－1 大会議室

出席委員

江崎 和浩 ・ 江崎 美咲 ・ 奥村 知己 ・ 加藤 哲也
河田 均 ・ 小島 康宏 ・ 近藤 敏弘 ・ 酒井 勉
清水 健吉 ・ 高橋美穂子 ・ 竹内 俊好 ・ 舘林 朋子
林 明 ・ 藤吉 理功 ・ 松野 芳正 ・ 宮部 辰男
山口 貴範 ・ 山中 敏彰

欠席委員

なし

議長

岩佐 哲司

農地利用
最適化推
進 委 員

大野 政司 ・ 窪田 博 ・ 玉田 昇三 ・ 野水 千尋
神山 肇 ・ 小林 英彦 ・ 坂口 英司 ・ 島塚 栄治
平手 金治 ・ 本田 忠男 ・ 宮部 幸雄 ・ 大野 達朗
高橋 正男 ・ 森瀬 秀雄 ・ 朝居 良治 ・ 塩谷 芳美
奥村 一彦 ・ 加納 啓吉 ・ 河合 辰幸 ・ 堀 美勝
伊藤 一仁 ・ 田中 光弘 ・ 村瀬 東三 ・ 柳原 芳靖

事務局

事務局長	坂井 隆介	主幹	小栗 健一郎
副主幹	佐藤 智香	副主幹	佐々木 宗弘
副主査	山田 潤一郎	主任	小栗 照之
主任主事	熊澤 宏之	主事	江川 充洋

関係者

経済部農林課主幹 稲川 剛史
経済部農林課副主査 水口 佳祐
経済部農林課主事 葛西 瑤紀

議 事

議案第 40 号	農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の審議について
議案第 41 号	農地法第 4 条第 1 項の規定による農地転用許可申請の審議について
議案第 42 号	租税特別措置法第 70 条の 6 第 1 項の規定による農地等に係る相続税の納税猶予の適用に関する適格者証明願の審議について
議案第 43 号	地域計画変更のための意見聴取について
議案第 44 号	岐阜農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について
議案第 45 号	農用地利用集積等促進計画案に関する意見決定について
議案第 46 号	令和 9 年度農業施策に関する要望書について
報告第 28 号	農地法第 3 条の 3 の規定による届出の受理の報告について
報告第 28 号	農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出の受理の報告について
報告第 30 号	農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出の受理の報告について

議 長

それでは、令和8年第11回岐阜市農業委員会総会を開会いたします。
ただいまの出席委員は、19名中19名で過半数に達しておりますので、本会議は成立することを報告いたします。

議 長

議事に入るに先立ちまして、本日の議事録署名者を指名でお願いしたいと思います。

それでは、議席番号7番、小島康宏委員、議席番号8番、宮部辰男委員の両委員、よろしく願いいたします。

なお、農地利用最適化推進委員の皆様方も御意見や御質問がありましたら御遠慮なく御発言ください。

議 長

それでは、議案の審議に入ります。

議案第40号、「農地法第3条第1項の規定による許可申請の審議について」、今回の申請は、所有権の移転19件、以上を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

佐々木副主幹

それでは、議案第40号について説明いたします。

農地を耕作目的で所有権を移転する場合や、使用収益を目的とし権利を設定する場合の許可申請です。

3条申請受人には、権利取得後の農地の効率的な利用を誓約する営農計画書の提出を求め、農地の権利取得に必要な全部利用効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件について確認しております。

今回提案しております申請は、いずれも、農地法に規定する不許可基準に抵触しないものであると判断しております。

2ページをお願いします。

1番、南長森及び西郷地区の申請は、農業経営を拡大するための所有権移転です。

2番及び3番、南長森地区の申請は、農業経営を拡大するための所有権移転です。

3ページをお願いします。

4番、南長森地区の申請は、農業経営を拡大するための所有権移転です。

5番、北長森地区の申請は、農業経営を開始するための所有権移転です。申請地では果樹を栽培するものです。

6番、岩野田地区の申請は、農業経営を拡大するための所有権移転です。

7番、黒野地区の申請は、農業経営の安定を図るための所有権移転です。

4ページをお願いします。

8番、黒野地区の申請は、農業経営の安定を図るための所有権移転です。

9番、黒野地区の申請は、農業経営を拡大するための所有権移転です。

10 番及び 11 番、芥見地区の申請は、農業経営を拡大するための所有権移転です。

5 ページをお願いします。

12 番及び 13 番、合渡地区の申請は、農業経営を拡大するための所有権移転です。

6 ページをお願いします。

14 番及び 15 番、合渡地区の申請は、農業経営を拡大するための所有権移転です。

7 ページをお願いします。

16 番及び 17 番、合渡地区の申請は、農業経営を拡大するための所有権移転です。

18 番、三輪厳美地区の申請は、農業経営の安定を図るための所有権移転です。

8 ページをお願いします。

19 番、三輪厳美地区の申請は、農業経営を開始するための所有権移転です。
申請地では野菜を栽培するものです。

以上でございます

議 長

ただいま、議案第 40 号について事務局から説明がありました。
各申請者の営農状況等について、担当地区の委員の皆様から説明いただきます。
それでは、1 番、西郷地区は、松野芳正委員をお願いします。

松野委員

1 番の申請は、農業経営を拡大する受人へ、田を譲り渡すものです。
8 月 27 日に、農地利用最適化推進委員、事務局職員及び受人と共に、現地立会いを行いました。
申請地では、ザクロを栽培される予定です。
受人は、地域の取り決めなども遵守し、適正に耕作するとの意向を確認しましたので、許可は問題ないと考えております。

議 長

ありがとうございました。
続きまして、1 番および 2 番、3 番、4 番、5 番、南長森地区および北長森地区は、林明委員、をお願いします。

林委員

1 番の申請は、農業経営を拡大する受人へ、田を譲り渡すものです。
8 月 26 日に、農地利用最適化推進委員、事務局職員及び受人と共に、現地立会いを行いました。
申請地では、ザクロを栽培される予定です。

受人は、地域の取り決めなども遵守し、適正に耕作するとの意向を確認しましたので、許可は問題ないと考えております

2番から4番の申請は、農業経営を拡大する受人へ、田を譲り渡すものです。

8月26日に農地利用最適化推進委員、事務局職員、受人と共に、現地立会を行いました。

申請地では、水稻及び果樹を栽培される予定です。

受人は、地元の取り決めも十分承知されておりますので、許可は問題ないと考えております。

5番の申請は、農業経営を開始する受人へ、畑の持分を譲り渡すものです。

8月25日に農地利用最適化推進委員、事務局職員、受人代理人と共に、現地立会を行いました。

申請地では、果樹を栽培される予定です。

受人は、地元の取り決めも十分承知されており、渡人である親族と共同で農業経営を行いますので、許可は問題ないと考えております。

議長

ありがとうございました。

続きまして、6番、岩野田地区は、酒井勉委員、お願いします。

酒井委員

6番の申請は、農業経営を拡大する受人へ、畑を譲り渡すものです。

申請地では、果樹を栽培される予定です。

受人は、地元の取り決めも十分承知されておりますので、許可は問題ないと考えております。

議長

ありがとうございました。

続きまして7番および8番、9番、黒野地区は、宮部辰男委員、お願いします。

宮部委員

7番の申請は、農業経営の安定を図るため、受人へ田を譲り渡すものです。

8月24日に、事務局職員、受人の家族と共に、現地立会を行いました。

申請地では、水稻を栽培される予定です。

受人は、地元の取り決めも十分承知されておりますので、許可は問題ないと考えております。

8番の申請は、農業経営の安定を図るため、受人へ田を譲り渡すものです。

8月24日に農地利用最適化推進委員、事務局職員、受人と共に、現地立会を行いました。

申請地では、水稻を栽培される予定です。

受人は、地元の取り決めも十分承知されておりますので、許可は問題ないと考え

ております。

9 番の申請は、農業経営を拡大する受人へ、畑を譲り渡すものです。

8 月 24 日に農地利用最適化推進委員、事務局職員、受人の家族と共に、現地立会いを行いました。

申請地では、一般野菜を栽培される予定です。

受人は、地元の取り決めも十分承知されておりますので、許可は問題ないと考えております。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、10 番および 11 番、芥見地区は、清水健吉委員、お願いします。

清水委員

10 番の申請は、農業経営を拡大する受人へ、畑を譲り渡すものです。

8 月 28 日に農地利用最適化推進委員、事務局職員及び受人と共に、現地立会いを行いました。

申請地では、一般野菜を栽培される予定です。

受人は、地元の取り決めも十分承知されておりますので、許可は問題ないと考えております。

11 番の申請は、農業経営を拡大する受人へ、畑を譲り渡すものです。

8 月 26 日に農地利用最適化推進委員、事務局職員及び受人と共に、現地立会いを行いました。

申請地では、梅を栽培される予定です。

受人は、地元の取り決めも十分承知されておりますので、許可は問題ないと考えております。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、12 番および 13 番、14 番、15 番、16 番、17 番、合渡地区は、山中敏彰委員、お願いします。

山中委員

12 番から 17 番の申請は、農業経営を拡大する受人へ、田を譲り渡すものです。

申請地では、水稻を栽培される予定です。

受人は、地域の取り決めなども十分承知されておりますので、許可は問題ないと考えております。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、18 番および 19 番、三輪巖美地区は、藤吉理功委員、お願いします。

藤吉委員

18 番の申請は、農業経営の安定を図る受人へ、田を譲り渡すものです。
申請地では、水稻を栽培される予定です。

受人は、地元の取り決めも十分承知されておりますので、許可は問題ないと考えております。

19 番の申請は、農業経営を開始する受人へ、畑を譲り渡すものです。

9 月 1 日に、農地利用最適化推進委員、事務局職員及び受人と共に、現地立会いを行いました。

申請地では、野菜を栽培される予定です。

受人は、地元の取り決めも十分承知されておりますので、許可は問題ないと考えております

議 長

ありがとうございました。

議案第 40 号について何か御意見等ございましたら、御発言願います。

御発言もないようなので、採決に入ります。

議案第 40 号について、賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

議 長

全会一致で、原案のとおり決定いたします。

議 長

続きまして、議案第 41 号、「農地法第 4 条第 1 項の規定による農地転用許可申請の審議について」、今回の申請は、2 件、以上を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

佐々木副主幹

それでは、議案第 41 号について説明いたします。

市街化調整区域内にある農地を、耕作する者自らが転用する場合の許可申請です。

10 ページの総括表をご覧ください。

今回は、2 件、2,575.97 平方メートルです。

11 ページをお願いします。

1 番及び 2 番、黒野地区の申請は、貸現場事務所及び貸駐車場として一時転用するものです。

申請地は、おおむね 10 ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第 1 種農地と判断します。

第 1 種農地ではありますが、仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものであり、当該利用の目的を達成する上で申請に係る農地を供することが

必要であると認められるものであるため、例外的に許可し得るものです。

なお、1 番の申請につきましては、1,000 平方メートルを超える大規模案件になりますので、105 ページに位置図を付けてございますので、ご確認ください。

転用される場所は、岐阜大学病院から南西へ約 400 メートルほどの農地です。
以上でございます。

議 長

ただいま、議案第 41 号について事務局から説明がありました。

1 番、黒野地区については、現地調査を行いました。

それでは、1 番、黒野地区は、宮部辰男委員、お願いします。

宮部委員

1 番の申請は、貸現場事務所及び貸駐車場として一時転用するものです。

8 月 24 日に、農地利用最適化推進委員、事務局職員、及び受人の代理人と共に現地立会いを行いました。

立会いの際に申請地付近の農地、水路について、影響がないように確認しており、許可は問題ないと考えております。

議 長

ありがとうございました。

議案第 41 号について何か御意見等ございましたら御発言願います。

御発言もないようなので、採決に入ります。

議案第 41 号について、賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

議 長

全会一致で、原案のとおり決定いたします。

議 長

続きまして、議案第 42 号、「租税特別措置法第 70 条の 6 第 1 項の規定による農地等に係る相続税の納税猶予の適用に関する適格者証明願の審議について」、今回の出願は 2 件、以上を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

佐々木副主幹

それでは、議案第 42 号について説明いたします。

12 ページをお願いします。

今回は、2 件提出されており、明細は 13 ページの表のとおりです。

特例適用農地面積は、合計 231 平方メートルとなっております。

証明願の内容審査は、遺産分割協議書等により、相続人の確認を行い、特例適用農地について適正な耕作が行われていることなど、納税猶予を受けるための要件を

備えているか、事務局において十分調査し、提案しております。
以上でございます

議 長

ただいま、議案第 42 号について事務局から説明がありました。
議案第 42 号について、何か御意見等ございましたら御発言願います。
御発言もないようですので採決に入ります。
議案第 42 号について、賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

議 長

全会一致で、原案のとおり決定いたします。

議 長

続きまして、議案第 43 号「地域計画変更のための意見聴取について」、令和 8 年 9 月 2 日付け、岐阜市経農第 845 号をもって、岐阜市長から依頼がありましたので、農業委員会の意見を決定するため提案します。
関係部局の説明を求めます。

水口副主査

農林課水口と申します。
それでは、議案第 43 号の地域計画変更のための意見聴取についてご説明いたします。
今回は、地域計画の区域内農地にて、農地転用の事案が発生したため、地域計画区域から該当農地を外す地域計画の変更を行うものです。
地域計画を変更する際には、農業経営基盤強化促進法第 19 条第 6 項により、農業委員会へ意見聴取を行うこととされておりますので、議案として諮らせていただきます。
それでは、お手元資料の 15 ページの地域計画変更内容一覧をご覧ください。
今回は、芥見地区で 1 筆、七郷地区で 2 筆、合渡地区で 1 筆、合計 4 筆の農地転用事案が発生しております。
では、16 ページから 21 ページの地域計画変更案をご覧ください。こちらが芥見地区の地域計画変更案でございます。
黄色で着色しております区域内の農用地等面積を対象農地の面積を除いた数値に変更しております。
また、集積率、地域内の農業を担う者の経営面積も変更しております。
目標地図が 19 ページ、20 ページにございます。
20 ページに今回変更する農地として、申出地ナンバー 1 を載せてございます。
続きまして、22 ページから 27 ページは、七郷地区の地域計画変更案を掲載して

おります。

七郷地区においても、芥見地区と同様に變更しております。

目標地図が 25 ページ、26 ページにございます。

26 ページに今回變更する農地として、申出地ナンバー2 を載せてございます。

続きまして、28 ページから 34 ページは、合渡地区の地域計画變更案を掲載しております。

合渡地区においても、他 2 地区と同様に變更しております。

目標地図が 32 ページ、33 ページにございます。

33 ページに今回變更する農地として、申出地を載せてございます。

なお、申出地ナンバー1 と記載されておりますが、ナンバー3 の誤りです。申し訳ありません。

議案第 43 号の説明は以上でございます。

議長

ただいま、議案第 43 号について関係部局から説明がありました。

議案第 43 号について、何か御意見等ございましたら御発言願います。

発言もないようですので、採決に入ります。

議案第 43 号について、賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

議長

全会一致で、原案のとおり決定いたします。

議長

続きまして、議案第 44 号、「岐阜農業振興地域整備計画の變更に係る意見決定について」、令和 8 年 9 月 3 日付け、岐阜市経農第 918 号をもって、岐阜市長から依頼がありましたので、農業委員会の意見を決定するため提案します。

関係部局の説明を求めます。

水口副主査

議案第 44 号、岐阜農業振興地域整備計画の變更に係る意見決定についての内容を、引き続き農林課水口よりご説明いたします。

今回は、1 件の軽微な變更としての用途区分の變更です。

37 ページをご覧ください。3 筆で 1,844 平方メートルの農業用施設用地への用途区分變更になります。

続きまして、38 ページをご覧ください。

用途区分變更の申出があった 1 件の詳細が書いてございます。

整理番号 1 は、方県地域からの米乾燥調製施設及び米貯蔵施設の申出でございます。

所在地は彦坂川北 205 番、206 番 1、206 番 2 の 3 筆でありまして、40 ページの位置図に申出地と示されている部分でございます。

面積は合計 1,844 平方メートルであります。

議案第 44 号の説明は以上でございます。

議 長

ただいま、議案第 44 号について関係部局から説明がありました。

議案第 44 号について、何か御意見等ございましたら御発言願います。

御発言もないようですので、採決に入ります。

議案第 44 号について、賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

議 長

全会一致で、原案のとおり決定いたします。

議 長

続きまして、議案第 45 号、「農用地利用集積等促進計画案に関する意見決定について」、令和 8 年 9 月 4 日付け、岐阜市経農第 945 号をもって、岐阜市長から依頼がありましたので、農業委員会の意見を決定するため提案します。

関係部局の説明を求めます。

稲川主幹

農林課水田係の稲川と申します。

それでは、議案第 45 号について説明いたします。

41 ページをご覧ください。

今回、農用地利用集積等促進計画の件数は、賃貸借が 12 件、使用貸借が 746 件あります。

すでに貸し手から中間管理機構に貸し付けられている農地において、受け手を変更する賃貸借の件数は 9 件、受け手を変更する使用貸借の件数は 128 件、新たに受け手を設定する使用貸借の件数は 2 件あります。

各設定内容の詳細については、42 ページから 78 ページに記載してあります。

説明は、以上です。

議 長

ただいま、議案第 45 号について関係部局から説明がありました。

議案第 45 号について、何か御意見等ございましたら御発言願います。

御発言もないようですので、採決に入ります。

議案第 45 号について、賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

議長

全会一致で、原案のとおり決定いたします。

議長

続きまして、議案第 46 号、「令和 9 年度農業施策に関する要望書について」、以上を議題といたします。

8 月 13 日に生産対策専門委員会及び耕地対策専門委員会、8 月 14 日に環境対策専門委員会及び農政対策専門委員会を開催いたしました。

その後、8 月 26 日に役員会を開催し、専門委員会ごとに研究討議されました要望事項を審議検討し、要望書として取りまとめましたので提案いたします。

内容については事務局から説明いたします。

佐藤副主幹

それでは、議案第 46 号について、説明いたします。

議案書 79 ページからの要望書案は、会長から御説明がありましたとおり、各専門委員会及び役員会を経て、6 項目 16 の要望を取りまとめております。

80 ページを御覧ください。県、市、J A など要望先に提出する要望書のかがみとなります。

81 ページを御覧ください。要望事項の一覧となります。

82 ページ以降に、それぞれ要望内容を記載してあります。

まず、1、農地利用の集積、集約化、担い手対策についての要望事項です。

本市農業の維持・発展のため、担い手不足対策として、担い手の育成・支援、担い手への農地利用集積・集約化及び農作業の機械化が必要不可欠であることから、次のことについて要望します。

(1) 小規模農家等への支援について

暑さ対策として、小規模農家向けの遮熱シート、遮熱ネット等の補助を検討されたい。とし、要望先は岐阜県と農林課と J A です。

(2) 水田活用の直接交付金について

水田を対象とする制度から作物ごとの生産性向上への支援へと転換されるが、圃場の状態により収穫量、品質が維持できない場合は、交付金が減額されたり、受けられなくなる可能性がある。

条件が悪い圃場の耕作放棄が進む恐れがあるため、対策を検討されたい。とし、要望先は岐阜県です。

(3) 法人に対する支援について

地域計画により農業経営体に農地の集約がされるが、法面の草刈り等の面積も増加し、負担が増えている。

農業経営体の負担を減らすような対策をされたい。とし、要望先は道路維持課です。

続きまして、2、遊休農地の発生防止、解消についての要望事項です。

農業者の高齢化や後継者不足に加え、遠隔地居住者や非農家への相続により年々増加傾向である遊休農地対策のため、次のことについて要望します。

(1) 遊休農地の管理について

遊休農地が増えているため、JAが主体となり、核になる人材を集め法人のような形でリーダーシップをとって農業をやっている仕組みを検討されたい。とし、要望先はJAです。

続きまして、3、有害鳥獣対策についての要望事項です。

市内全域で増加しているジャンボタニシや小型有害鳥獣等による被害に対応するため、次のことについて要望します。

(1) ジャンボタニシ対策について

ジャンボタニシに対して薬が効かない。駆除・捕獲に効果があるひな形的な方法を周知されたい。

また、引き続き周辺地域や近隣市町と協力して現状に即した対策と対応をされたい。とし、要望先は、岐阜県と農林課とJAです。

83 ページをご覧ください。

(2) 有害鳥獣等について

イノシシ、シカ、ヌートリア、カラス等の有害鳥獣の被害が大きくなっているの、駆除等で、頭数を減らすなど早急に対処されたい。とし、要望先は、岐阜県と農林課とJAです。

続きまして、4、農業基盤整備対策についての要望事項です。

農業用水利施設の改良・維持管理、ほ場整備等により、農作業の効率化を図り、農地利用の集積・集約化を推進するため、次のことについて要望します。

(1) 基盤整備について

十分に水が届かない水田がある。水田の末端までスムーズに水が通るよう再整備をされたい。とし、要望先は農地整備課です。

(2) 用排水路や法面の管理について

①老朽化した用排水路や排水路等を修理し、水田の漏水対策を講じられたい。

また、水量の調整が可能なポンプ施設へ改良されたい。とし、要望先は、農地整備課と河川課です。

②耕作放棄地に面する排水路や生活排水が流入する住宅地に面する排水路については、清掃が十分に行われていないことから、閉塞する場合がある。

そのため、排水機能の確保をされるよう努められたい。

また、用水路と排水路では担当部署が異なることから、関係部署が連携して対応されたい。とし、要望先は、河川課と農地整備課です。

③昨今の電気代高騰を踏まえ、ポンプ施設等の電気代支援を進められたい。とし、要望先は岐阜県と農地整備課です。

（３）浚渫業務について

農業用排水路浚渫業務について、高齢化等による作業人員が年々減ってきているため、先を見据えた対応策を検討されたい。とし、要望先は農地整備課です。

続きまして、５、都市農業振興対策についての要望事項です。

市街化区域で盛んな園芸農業、郊外の市街化調整区域における水田農業等、多様な形態の農業がバランスよく発展していくため、次のことについて要望します。

（１）生産緑地制度について

認定農業者等だけでは都市農業を維持できないため、対象農家を拡大されたい。

そのために、一団の農地面積 500 平方メートル以上と 30 年間の耕作条件と所得 160 万円以上の条件を緩和されたい。とし、要望先は、都市計画課と農林課です。

84 ページをご覧ください。

（２）学校給食への利用について

岐阜市の学校給食に地元の有機野菜を使ってもらいたいので、交渉窓口を周知されたい。

子供たちに知ってもらうためにも、学校給食に地元の野菜を使用されたい。とし、要望先は、学校指導課です。

続きまして、６、その他の要望事項です。

（１）農業に対する助成について

近年、米の価格の変動が大きいため、農業経営を維持するのが難しい。

担い手や新規参入を増やすためにも、米の価格を生産者、消費者の双方が納得できる価格に安定されたい。とし、要望先は、ＪＡです。

（２）農業に関する研究、開発について

年々気温が上昇しているので、ハツシモの後継となる高温に強いブランド米を研究、開発されたい。とし、要望先は、岐阜県です。

（３）農業用資材等について

普通のマルチフィルムに比べて環境に良い分解マルチフィルムは倍以上の価格と高いので補助されたい。とし、要望先は、岐阜県、農林課、ＪＡです。

（４）減化学肥料及び有機栽培について

肥料、たい肥等を製造している上下水道事業部や畜産センターが、農林課とＪＡと協力して地域の循環型農業を構築されたい。

また、粉末のものはペレット化にされたい。とし、要望先は、上下水道事業課と畜産センターと農林課とＪＡです。

（５）農地周辺の環境整備について

①交通の妨げになる道路や法面の雑草は、毎年、要望しなくても草刈りをされたい。とし、要望先は、道路維持課です。

②水が不足しているので、農地のために災害時にも役に立つ井戸の施工費を補助

されたい。とし、要望先は、J Aです。

85 ページをご覧ください。

③幹線道路に沿った農地にゴミが捨てられることが多い。ポイ捨て防止の対策をされたい。とし、要望先は、環境政策課です。

④産業廃棄物扱いのプラスチックやビニールシートは、処分費が高すぎるので、補助されたい。

また、手続きの簡素化と価格も回数ではなく重量制にされたい。とし、要望先は、産業廃棄物指導課です。

⑤生態系保全に取り組む団体等に支援されたい。とし、要望先は、環境保全課です。

なお、その他の要望については、別紙でお配りした要望書に記載しない要望に記載しておりますので、ご覧ください。

以上でございます。

議 長

ただいま、議案第 46 号について事務局から説明がありました。

議案第 46 号について、何か御意見等ございましたら御発言願います。

御発言もないようですので、採決に入ります。

議案第 46 号について、賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

議 長

全会一致で、原案のとおり決定いたします。

議 長

議案につきましては、以上でございます。

続きまして、報告に移ります。

報告第 28 号から第 30 号について、事務局の説明を求めます。

佐々木副主幹

それでは、「報告第 28 号農地法第 3 条の 3 の規定による届出の受理の報告について」説明いたします。

87 ページをお願いします。

許可が不要の相続等による農地の権利取得の届出です。

届出は、36 件、合計 45,539.05 平方メートルです。

続きまして、「報告第 29 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出の受理の報告について」説明いたします。

89 ページをお願いします。

市街化区域内の農地を耕作者自らが転用する第 4 条届出の総括表となります。

届出は、8 件、合計 2,092.62 平方メートルです。

明細は、90 ページから 91 ページです。

続きまして、「報告第 30 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出の受理の報告について」説明いたします。

93 ページをお願いします。

市街化区域内の農地を転用目的のため権利の移動、若しくは設定を行う第 5 条届出の総括表となっております。届出は、38 件、合計 21,586.89 平方メートルです。

明細は、94 ページから 104 ページです。

農地の権利取得及び市街化区域内農地の転用につきまして、届出内容が適法であると認められたものにつきまして、農業委員会事務局規程に基づき、令和 8 年 8 月に農業委員会事務局長が受理を行いましたものを報告いたしました。

以上でございます

議 長

議案、報告は以上になりますが、何かございますか。

御発言もないようですので、それでは、以上をもちまして、本日の会議を終了いたします。

議長は、本日の会議終了につき午後 3 時 39 分閉会を宣す。